

川口市部活動方針

令和7年1月改定

川口市教育委員会

目 次

川口市部活動方針の改定の趣旨等

- 1 学校教育における部活動の位置づけ . . . P 1
- 2 運営のための体制整備 . . . P 1～2
 - (1) 部活動方針の策定と公表
 - (2) 指導・運営に係る体制の構築
- 3 部活動への入部 . . . P 3
- 4 休養日・活動時間等の設定 . . . P 3
- 5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備 . . . P 4
- 6 学校部活動の地域連携 . . . P 5
- 7 学校職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職・兼業について . . . P 5
- 8 指導の在り方 . . . P 6～8
 - (1) 体罰等の防止
 - (2) 合理的でかつ効率的・効果的な指導
 - (3) 安全指導の徹底

川口市部活動方針の改定の趣旨等

(1) 部活動の意義と課題

- 学校部活動（以下「部活動」という。）は、スポーツ、文化芸術活動に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部の責任者（以下「部顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員の献身的な支えにより本市のスポーツ、文化芸術及び科学等の振興の一端を担ってきた。
- また、生徒がスポーツ・文化芸術等に親しむだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。
- 一方、今後少子化の中でも、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するためには、学校と地域との連携・協働により、部活動の在り方に関し改革に取り組み、持続可能な活動環境を整備する必要がある。

(2) これまでの取組

- これまで市教育委員会（以下、「市」という。）では、平成30年にスポーツ庁及び文化庁（以下、「国」という。）が示した「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、平成30年7月に埼玉県教育委員会（以下、「県」という。）が示した「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、「川口市部活動方針」（平成31年1月）を策定し、適切な部活動の実施に取り組んできた。

(3) 国からの要請と今後の方向性

- そのような中、国は、中学校の休日の部活動を段階的に地域クラブ活動に移行する考え方を示し、令和4年12月「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、それを受け、県は令和6年4月に「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」を策定した。
- 今後、中学校の休日の部活動を地域クラブ活動に移行していくに当たっては、部活動についても、参加が任意であることを前提とし、多様なニーズを踏まえ適切に実施することが一層重要となる。

(4) 市の方針

- そこで、市では、県の方針の「1 適切な運営のための体制整備（1）学校部活動の方針の策定」に基づき、市の方針を改定する。
- 市の方針においても、義務教育である中学校段階の部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ、文化芸術活動の環境を構築するという観点に立ち、部活動が、学習指導要領の趣旨を踏まえ、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
- 市の方針の基本的な考え方は、学校の種類に関わらず該当するものであることから、高等学校段階の部活動についても、市の方針を原則として適用し、着実に改革に取り組む。その際、高等学校では、中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。

1 学校教育における部活動の位置づけ

学校教育における部活動の位置づけについては、中学校学習指導要領総則において以下のように明記されている。

○中学校学習指導要領（平成29年3月告示）

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

2 運営のための体制整備

(1) 学校の部活動方針の策定と公表

- ①校長は、「川口市部活動方針」に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、学校ホームページへの掲載等により公表する。
- ②各部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会・コンクール等の日程等）について作成し、校長に提出する。
- ③各部活動顧問は、毎月の活動計画及び活動内容（活動日時・場所、休養日及び大会・コンクール等の参加日程等）を策定し、校長に提出するとともに、生徒及び保護者に公表する。
- ④校長は、部活動顧問が作成した毎月の活動計画及び活動内容について、休養日、活動時間等が適切に設定されているかを確認し、必要に応じて指導する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ①校長は、教員だけでなく、部活動指導員や外部指導者等の適切な指導者を確保し、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務解消等の観点から、円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部活動及び文化部活動運動部・文化部を設置する。
- ②校長は、教員を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員等の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ③校長は、毎月の活動計画及び活動実績等の確認により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。
- ④市は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員等を積極的に任用し、学校に配置する。また、教員ではなく部活動指導員が顧問となり、指導や大会等の引率を担うことのできる体制を構築する。
- ⑤市は、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、以下の内容等に関する研修を行う。
 - ア 学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置づけ、教育的意義、部活動顧問との連携、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと。
 - イ 体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと、サービス等（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること。
- ⑥市及び校長は、教員の部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）」に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 部活動への入部

部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることから、入部については任意とする。

4 休養日・活動時間等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスの取れた生活を送ることができるよう配慮し、以下を基準とする。

(1) 休養日の設定について

- ①学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会・コンクール等への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- ②長期休業中の休養日の設定は、学期中の休養日の設定に準じる。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、学校閉庁日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)は、原則休養期間とする。

(2) 活動時間について

- ①平日の活動について、教員の勤務時間内に実施することを基本とする。
現在、平日の勤務時間外に活動を行っている場合には、各学校の実態に応じて、計画的な見直しを図る。
- ②学期中における1日の活動時間は、長くとも平日2時間程度、休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ③長期休業中の活動時間は、学期中における休業日の扱いに準じる。

(3) 朝練習について

中学校においては、原則朝練習を行わないこととする。

- (4) 高等学校においては、学校経営方針に基づき、生徒の発達段階を踏まえ、原則として(1)及び(2)に準じて休養日等を設定する。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

(1) 校長は、生徒の意思に反して、部活動に強制的に加入させることがないようにし、様々な活動の機会が確保されるよう配慮する。

(2) 校長は、学校の指導體制等において、技能等の向上や大会等で好成績を収めることを目指す活動のみならず、性別や障害の有無を問わず、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行えるなど多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

(例 運動部活動)

- ①複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動
- ②競技志向でなく、レクリエーション志向で行う活動
- ③体力づくりを目的とした活動
- ④生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動

(例 文化部活動)

- ①体験教室などの活動
- ②レクリエーション的な活動
- ③障害の有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアートの活動
- ④生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動

(3) 市及び校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の学校部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者等が配置できず、指導を望む教員もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないように、当面、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加するなど、合同部活動等の取組を推進する。

(4) 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題設定や挑戦することを大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くする等の工夫や配慮をする。

6 学校部活動の地域連携

- (1) 市及び校長は、部活動における地域連携の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体等との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。その際、各地域において、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議する場を設けることも考えられる。
- (2) 市及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。
- (3) 市及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の部活動については、休日の練習を共同で実施するなど段階的に地域連携・地域移行を進める。
休日に限らず、平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する機会を増やす。
- (4) 市及び校長は、部活動だけでなく、地域で実施されている既存のスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

7 学校職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職・兼業について

部活動の地域移行等に伴い、学校職員が地域クラブ活動に従事する場合については、令和6年9月24日付 教県第866号「学校職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職・兼業の取扱いについて(通知)」(埼玉県教育委員会教育長)に基づき、取扱うこととする。

なお、上記通知に記載されている「兼職・兼業を承認又は許可できない場合」に該当する項目は、以下の通りである。

- (1) 職責遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (2) 職員の勤務する学校及びその関係者と密接な利害関係があり、職務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 対象となる職員の心身の健康を確保するため、①学校における「時間外在校等時間」と②地域団体における「労働時間」の合計が、単月100時間未満、複数月平均80時間以内とならないことが見込まれる場合(なお、運用にあたっては、職員の心身の健康の確保のために、目安として「時間外在校等時間」と地域団体における「労働時間」の通算が月45時間以内となることが望ましいこととする。)
- (4) 地域団体の事業の実施方法や報酬の多寡等の態様が社会通念上妥当でないと判断される場合
- (5) 条件付採用期間中の職員
- (6) その他職員として妥当でないと認められる場合

8 指導の在り方

校長、部顧問、部活動指導員及び外部指導者等は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。

特に、運動部活動においては、文部科学省が平成25年5月に策定した「運動部活動での指導のガイドライン」を参照し指導を行う。市は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

（1）体罰等の防止

体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、校長及び教員は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与えるものである。また、直接受けた生徒だけではなく、その場で目撃した生徒の後々の人生にまで、肉体的・精神的に悪影響を及ぼすことになる。

部活動の指導においても、部顧問、部活動指導員等による以下<例>のような発言や行為は体罰等として許されないものである。先輩、後輩等の生徒間でも同様に許されないものであり、暴力行為やいじめの発生を防止することが必要である。

<例>

（ア）殴る、蹴る等。

（イ）社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。

- ・長時間の正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
- ・熱中症の発症が予見され得る状況下で、給水、休憩等の配慮をすることなく活動させる。
- ・武道等において、相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続けたりする。
- ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。

（ウ）パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。

（エ）セクシャルハラスメントと判断される行為や発言を行う。

- ・指導に当たり、必要性や適切さを超えて身体接触を行う。
- ・身体や容姿に関わること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）発言を行う。

（オ）特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

(2) 合理的でかつ効率的・効果的な指導

- ①運動部活動の部顧問、部活動指導員及び外部指導者等は、スポーツ医・科学の見地からトレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、競技種目や各分野の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ②文化部活動の部顧問、部活動指導員及び外部指導者等は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切にとることが必要であること、また、過度な練習が生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、各分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ③部顧問、部活動指導員及び外部指導者等は、生徒のスポーツ・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
- ④成長期にある生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、生徒の休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

(3) 安全指導の徹底

①事故防止の徹底及び発生時の対応

部活動は学校教育活動の一環として位置づけられており、参加する生徒の生命身体の安全を期すため、万全の措置をとるべき義務を負っている。そのため、部顧問は、外部環境や生徒の能力等を勘案し、発生する可能性のある危険を予見し、回避すべく適切な予防措置をとらなければならない。

- ア 生徒の健康状態と能力を把握すること。
- イ 生徒の安全に配慮した適切な指導を行うこと。
- ウ 活動場所の安全点検を確実にを行い、危険因子を除去すること。
- エ 事故が起きた場合に救護等の適切な事後措置をとること。

②熱中症事故防止の徹底

- ア 活動場所の気温が35℃、または暑さ指数(WBGT)31以上の場合は、原則として活動を行わないこと。また、それに満たない状況であっても、熱中症予防運動指針を参考に、活動時間の短縮や活動中止について考慮すること。
- イ 活動中は、適切な水分・塩分補給を行うとともに、こまめに休憩をとること。
- ウ 体育館や教室等の活動場所において、適切にエアコンを使用すること。
- エ 熱中症の兆候(①顔色が悪くなる、②しゃがみこんでしまう、③めまい、④頭痛、⑤吐き気)等の症状が見られる場合には、直ちに活動を中止させ、保冷剤や氷で体を冷やす、空調を効かせた教室で休養させるなど必要な措置を行い、水分を自分で摂取できない場合や症状が改善しない場合は、医療機関へ搬送する。

<参考資料>

(公財)日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」より

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 ※特に子どもの場合は中止すべき。
31~35℃	28~31	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10~20分おきに休憩をとり、水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
28~31℃	25~28	警戒 (積極的に休息)	熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
24~28℃	21~25	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。